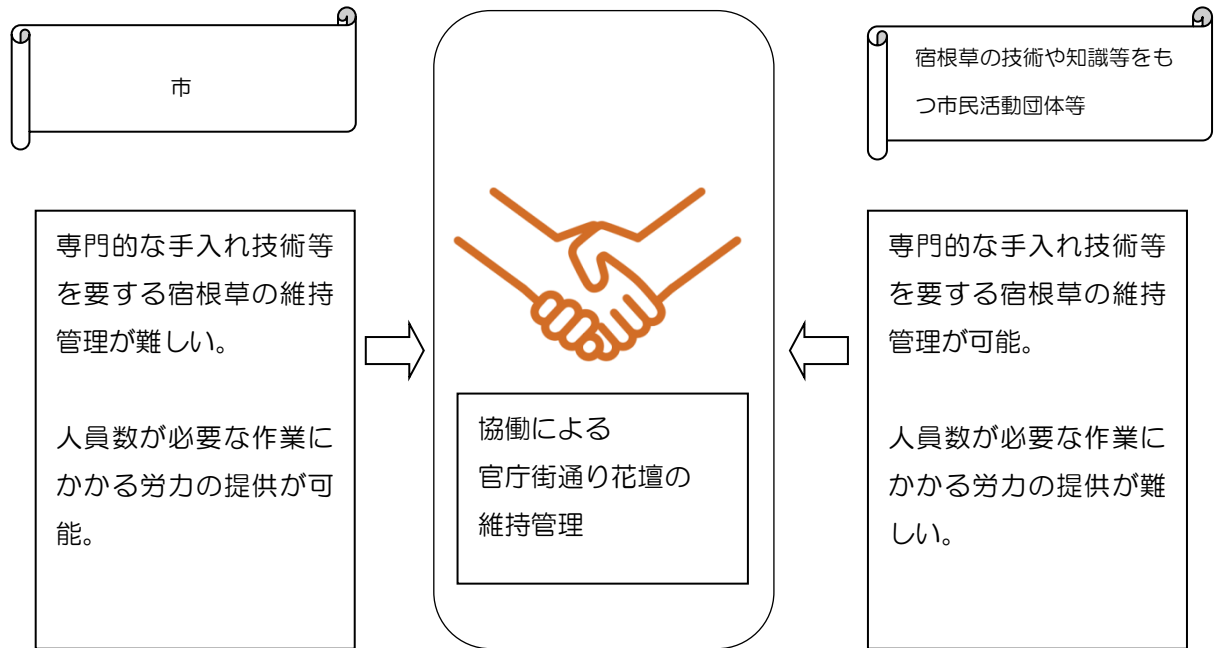


令和3年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業 事業概要

官庁街通りの花壇に植栽している多種多数の宿根草の維持管理を宿根草の技術や知識をもつ市民活動団体等の協力を得て、パートナー協定を結び、協働することにより行います。

市と協働する市民活動団体等に対しては、その活動に対して補助金を交付し、花と緑あふれる官庁街通り花壇の維持管理を行います。

イメージ図



事業概要

- ①目的 市民と行政との協働による官庁街通り花壇の維持管理
- ②事業内容 専門的な手入れ技術等を要する宿根草の維持管理等
(補植※、移植・株分け・花育状況の確認・手入れ、切戻し・花がら摘み・施肥等)
※補植用の苗は市で用意します。
- ③実施期間 協定締結の日から令和3年11月30日まで
- ④支出科目 補助金 支出金額 148万円以内
- ⑤協働による市の役割分担
 - ・維持管理作業によって出たゴミ等の片づけ
 - ・うどん粉病等噴霧機による防虫剤散布(年2回程度)
 - ・堆肥等による施肥(年1回程度)
 - ・渇水等により花が枯れる恐れがある場合の灌水
 - ・秋季等の落葉の回収

○対象団体

市民活動団体又は地域コミュニティ活動団体で、次に定める要件を全て満たしている団体です。

- ① 宿根草の植栽・育成・維持管理等に関する実績があること
- ② 構成員が5人以上であること
- ③ 組織や運営に関する規則、会則等があること
- ④ 主たる活動地域が十和田市内であること

○募集期間

令和3年4月1日（木）～4月15日（木）（土・日曜日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

○申し込み方法

令和3年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業申請書（※市ホームページ記事「官庁街通り花壇の宿根草の維持管理ができる市民活動団体の募集」内の各種様式①をダウンロードもしくは都市整備建築課にて配布致します。）に必要事項を記入等し、都市整備建築課（別館2階）へ直接持参または郵送願います。

※郵送の場合は

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1 十和田市役所 都市整備建築課あて

○申し込み・問い合わせ先

都市整備建築課（☎ 51-6737）